

人事院規則 21—0（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する 人事院規則の案に対する意見公募要項

平成30年8月10日
人材局企画課

1 意見公募の趣旨

官民人事交流制度は、国の府省等及び民間企業という行動原理が互いに異なる組織間での人事交流を通じて、相互理解の促進と、双方における人材の育成及び活用、組織の運営の活性化等を図るものです。人事交流の対象となる民間企業については、制度の目的を達成するために適切であると認められるものを、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）及び人事院規則で定めています。

今般、人事院は、各府省の要望等を踏まえ、制度趣旨に照らして検討し、対象となる民間企業を追加することとして、「人事院規則 21—0（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則の案」の概要」としてまとめました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2 意見募集対象

人事院規則 21—0（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則の案

3 資料の入手方法

電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」の「パブリックコメント情報」に掲載します。

4 意見公募期限

平成30年9月8日(土)【必着】

5 意見送付方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の [意見提出フォームへ](#) ボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) F A Xの場合

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、下記のF A X番号宛にお送りください。

F A X番号：03-3581-6755

(3) 郵送の場合

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

人事院事務総局人材局企画課人事交流班 宛

※別添の意見提出用紙には、氏名（企業・団体名等）、連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）を必ず明記してください。御意見を十分把握するため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく御記入ください。

6 その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

また、御提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

なお、御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

<意見提出用紙>

人事院事務総局人材局企画課人事交流班 宛

「人事院規則 21-0（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する
人事院規則の案に関する意見」

氏名	(企業・団体の場合は、企業・団体名部署名及び担当者名)
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
意見 ・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。) ・ 意見内容 ・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)	